



ご存知ですか？

国民年金免除制度

保険料を納めることが経済的に困難な場合、本人の申請手続きにより、保険料の納付を「免除」「一部免除」「猶予」する制度があります。

一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予となります。

◇免除の種類は、次の3種類があります◇

①全額免除・一部免除申請

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が全額免除又は一部免除になります。(一部免除については、免除後の保険料を納付しないと、未納の扱いとなります。)

②若年者納付猶予申請

30歳未満の方で本人及び配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予となります。

③学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が

※保険料の全額免除・一部免除の承認を受けた期間分は、保険料を全額納付した方に比べ、将来受ける年金額が少なくなります。

※免除・猶予の承認後は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること(追納)ができます。しかし、3年度以上遡って追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。 ※離職者、被災者(風水害等)の方は所得に関係なく該当する場合があるので、お問い合わせください。

※平成23年7月～平成24年6月の免除申請は、7月未まで受け付けています。

問い合わせ先 鳥取年金事務所
 住民生活課 保険係
 ☎ 73-1415
 ☎ 27-8311

上下水道料金の減免について

町では、高齢者や障がいのある方にも、安心して住み続けていただくために、水道料金や下水道使用料の一部を減免します。対象と思われる世帯には6月初旬に申請書を送付しますので、6月末日までに環境水道課まで提出願います。

【対象料金】

水道料金、公共下水道料金、集落・個別排水施設利用料金

【減免額】

基本料金の半額

○水道料金 341円/月

○公共下水道料金、集落・個別排水施設利用料金 525円/月

【減免期間】

平成24年7月分から平成25年6月分まで

【要件】 ※全て満たすことが必要です。

- ①平成24年1月1日から申請日までで岩美町内に住民登録されている世帯(生活保護世帯を除く)
- ②上下水道料金、下水道負担金等の未納がない
- ③平成24年度6月1日現在で平成24年度町民税の非課税世帯であり、次の高齢者世帯又は障がい者世帯(生活保護世帯を除く)

町民税非課税世帯

高齢者世帯
 (同居しているにもかかわらず世帯分離している場合は除きます。)
 平成24年4月1日現在で、75歳以上のみの世帯

障がい者世帯
 平成24年4月1日現在で、次のいずれかの手帳の交付を受けている方が属する世帯

- ・身体障害者手帳1級又は2級
- ・療育手帳(A)
- ・精神障害者保健福祉手帳1級判定

問い合わせ先 環境水道課 ☎73-1567